



発行 新潟県

第 69 号

平成29年9月8日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1010 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 1011 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1012 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 1013 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 1014 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1015 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1016 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1017 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 新潟県人事行政の運営等の状況（人事課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村の意見（商業・地場産業振興課）
- 特定施設の届出に対する知事の意見（商業・地場産業振興課）
- 砂利採取業務主任者試験の実施（河川管理課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

告 示

◎新潟県告示第1010号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 失効する知事指定薬物の名称
 - (1) 1－（5－フルオロペンチル）－N－フェニル－1H－インドール－3－カルボキサミド（通称名：L T I－701）及びその塩類
 - (2) 2－（2－フルオロフェニル）－2－（メチルアミノ）シクロヘキサン－1－オン（通称名：2－F l u o r o d e s c h l o r o k e t a m i n e、2－FDCK）及びその塩類
 - (3) 3－エチル－2－（3－フルオロフェニル）モルフォリン（通称名：3 F－P h e n e t r a z i n e、3－F P E）及びその塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。
- 3 失効年月日

平成29年9月8日
- 4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第1011号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
クスリのアオキ 柏崎中央薬局	柏崎市日吉町3番37号	育成医療・更生医療	平成29年9月1日
うえかり薬局	糸魚川市上刈2丁目5-25	育成医療・更生医療	平成29年9月1日
コアラ薬局	燕市佐渡字浦田243-1	育成医療・更生医療	平成29年9月1日
元気印薬局	燕市東太田杉名田6837番地	育成医療・更生医療	平成29年9月1日

◎新潟県告示第1012号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、三条市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等	
10月11日（水） 10月12日（木） 10月13日（金）	勤労青少年ホーム 「ソレイユ三条」	三条市全域	
10月16日（月）	三条市役所下田庁舎前車庫		
10月17日（火）	三条市役所栄庁舎前車庫		
10月18日（水） 10月19日（木） 10月20日（金） 10月23日（月） 10月24日（火） 10月25日（水） 10月26日（木） 10月27日（金）	三条市役所第2庁舎101会議室		
10月30日から平成	午前9時30分から正午まで		新潟県計量検定所
			上記の未受検者

30年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、平成30年1 月2日、1月3日を 除く。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器
--	---------------	-------------	--

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第1013号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
聖籠町	2者	蓮瀧家ノ前955番ほか6筆 0.8ha
新潟市	1者	北区濁川196番ほか11筆 0.7ha
阿賀町	1者	鹿瀬道海4801番1ほか15筆 0.7ha
長岡市	12者	新組町筒場2032番ほか65筆 7.4ha
十日町市	3者	上野乙153番1ほか26筆 2.1ha
糸魚川市	3者	谷根立岩1668番ほか35筆 3.2ha
佐渡市	2者	新穂舟下828番ほか18筆 2.4ha
合計	24者	183筆 17.1ha

2 申請年月日

平成29年8月30日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第1014号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営泉盛寺開田地区区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月8日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年9月11日から平成29年10月10日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1015号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業に係る換地計画を定めたので、平成29年9月11日から平成29年10月10日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	羽黒	換地計画書の写し	新潟市西蒲区役所及び燕市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1016号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・農用地保全施設整備・区画整理(中山間地域総合整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成29年9月11日から平成29年10月10日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	西山内郷(伊毛)	換地計画書の写し	柏崎市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1017号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年9月8日

新潟県三条地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成29年8月23日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
燕市水道町四丁目617番の内、618番、619番の内、620番1の内	6.00	69.86

公 告

新潟県人事行政の運営等の状況について(公告)

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年新潟県条例第9号)第2条及び第3条の規定に基づき各任命権者及び人事委員会から報告を受けたので、第4条の規定により、平成28年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

人事行政の運営等の状況

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）第4条の規定により、平成28年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

公表の経緯及び趣旨

平成16年8月1日に地方公務員法の一部が改正され、地方公共団体は、人事行政の運営等の状況を住民に公表することが義務付けられました。

これは、公表によりその公正性・透明性を高めることを目的とするものです。

新潟県では、この法律改正に基づき、平成17年4月1日に「新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、人事行政の運営等の状況に関し、各任命権者*から知事に報告する項目や公表の時期、方法等を定めました。

知事は、毎年9月30日までに各任命権者からの報告を取りまとめ、人事行政の運営状況の概要と人事委員会から報告される業務の状況を併せて公表することとしています。

※任命権者・・・知事、教育委員会、県警察本部長、公営企業管理者、行政委員会等で、職員の任命、休職、免職、懲戒等を行う権限を有するものをいう。

I 人事行政の運営状況の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

平成28年度（H28.4.1～H29.3.31）の状況は、全体で退職者1,297人、採用者1,399人となっており、採用が102人上回っています。

① 退職者の状況

区分	事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
定年退職	78	124	28	334	109	673
普通退職	28	160	3	53	32	276
勲奨退職	19	42	0	125	5	191
死亡退職	3	6	0	10	3	22
その他	46	53	0	2	34	135
合計	174	385	31	524	183	1,297

② 採用者の状況

区分		事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
競争試験	一般職員						
	大学卒	70	81	0	0	0	151
	短大卒	0	1	0	0	0	1
	高校卒	26	1	0	0	0	27
	警察官	0	0	0	0	165	165
選考	教育職員	0	0	0	387	0	387
	割愛※	6	9	0	146	24	185
	その他	75	269	20	87	32	483
合計		177	361	20	620	221	1,399

※割愛・・・人事交流等により、県の職員が国や他の地方公共団体等の職員となるために退職すること又は国や他の地方公共団体等の職員を引き続き県の職員として採用することをいう。

(2) 職員数に関する状況

部 門	職 員 数		増員数	減員数	差 引	主な増員理由	主な減員理由
	28年度	29年度					
一般行政	議 会	34	34	0	0	0	
	総務企画	890	850	39	△ 79	△ 40	新潟県 新・総合計画策定業務の対応等
	税 務	279	285	8	△ 2	6	税務業務の体制強化等
	民 生	535	540	30	△ 25	5	児童自立支援施設の体制強化等
	衛 生	680	680	22	△ 22	0	地域医療業務の体制強化等
	労 働	103	102	3	△ 4	△ 1	労政業務の体制強化等
	農林水産	1,630	1,623	23	△ 30	△ 7	農地整備業務の体制強化等
	商 工	239	241	8	△ 6	2	商工業務の体制強化等
	土 木	1,370	1,351	22	△ 41	△ 19	県央基幹病院整備業務の増加等
	小 計	5,760	5,706	155	△ 209	△ 54	
特別行政	教 育	19,286	15,132	11	△ 4,165	△ 4,154	国民体育大会冬季大会の開催準備等
	警 察	4,733	4,768	35	0	35	警察官増員等
	小 計	24,019	19,900	46	△ 4,165	△ 4,119	
公営企業	病 院	3,690	3,734	90	△ 46	44	職員の採用時期の変更等
	下 水 道	38	39	1	0	1	会計業務の体制強化
	そ の 他	156	160	4	0	4	発電管理業務の体制強化等
	小 計	3,884	3,933	95	△ 46	49	
合 計	33,663	29,539	296	△ 4,420	△ 4,124		

2 職員の人事評価の状況

- 地方公務員法に基づき、任命権者ごとに、一般職の職員を対象に人事評価を実施しています。
- 評価の結果は給与、任用等人事管理の基礎として活用しています。

	人事評価の項目 評価の基準	評価期間	評価の手続
知事部局 病院局 企業局 議会事務局 各行政委員会 教育委員会 警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価及び能力評価の2面で評価を実施 ※1 ○ 実績評価：評価者は、対象者が設定した目標等に基づき、対象者が職務を遂行するにあたり挙げた実績を評価 ○ 能力評価：評価者は、あらかじめ設定された評価項目ごとに、対象者が職務を遂行するにあたり発揮した能力を評価 ○ 実績評価及び能力評価ともに5段階の絶対評価(幹部職員は3段階) ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月1日より翌年3月31日 ※3 ○ 年2回(前期：4月1日～9月30日、後期：10月1日～翌年3月31日)評価を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価の項目、評価の基準をあらかじめ職員に明示 ○ 被評価者は期首に目標を設定 ○ 被評価者は期末に自己評価を実施し評価者に報告 ○ 評価者は被評価者の自己評価も踏まえ評価を実施 ○ 評価者は被評価者に対して評価結果を原則開示 ※4 ○ 評価結果に対する苦情処理の仕組みを設置

※1 県立学校及び市町村立学校に勤務する教員並びに市町村立学校に勤務する学校栄養職員及び事務職員は、実績評価、能力評価に加えて意欲評価を実施。警察本部は、実績評価を業績評価という。

※2 県立学校及び市町村立学校に勤務する教員並びに市町村立学校に勤務する学校栄養職員及び事務職員の、① 意欲評価は3段階の絶対評価 ② 実績評価及び能力評価は5段階の絶対評価。

※3 警察本部は10月1日より翌年9月30日。

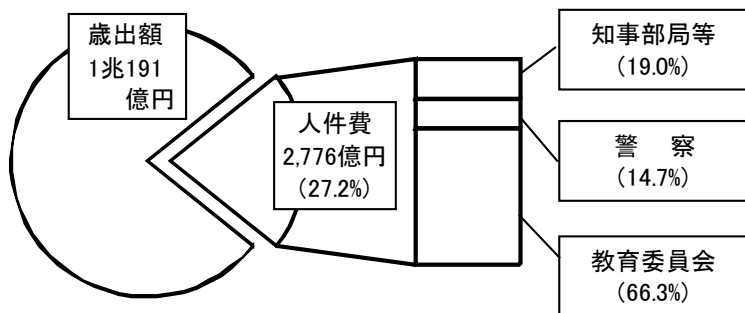
※4 警察本部は原則非開示。

3 職員の給与の状況

(1) 給与決定のしくみ

職員の給与は、県人事委員会の「職員の給与に関する勧告」に基づき、県議会の審議を経て条例で定められるしくみになっています。

(2) 人件費率 (平成28年度普通会計決算)



※ 人件費には、一般職員及び特別職(知事・議員など)の給料、報酬、諸手当や共済負担金などが含まれます。

(3) 初任給

(各年度4月1日現在)

区	分	平成28年度	平成29年度
一般行政職	大学卒	184,800円	184,800円
	高校卒	150,500円	150,500円
警察職	大学卒	218,600円	218,600円
	高校卒	178,900円	178,900円
小・中学校教育職	大学卒	206,400円	206,400円
	短大卒	183,900円	183,900円
高等学校教育職	大学卒	206,400円	206,400円
技能労務職	高校卒	148,200円	148,200円

※ 初任給は、学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

(4) 平均給料月額

(各年度4月1日現在)

区分	平成28年度		平成29年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	333,077円	43.2歳	336,244円	43.7歳
警察職	321,687円	38.8歳	321,416円	38.8歳
小・中学校教育職	378,455円	44.6歳	373,550円	44.1歳
高等学校教育職	399,499円	46.4歳	400,756円	47.1歳
技能労務職	351,479円	52.6歳	350,582円	53.3歳

※ 平均給料月額には、給料の調整額および教職調整額を含みます。

(5) 学歴や経験年数による平均給料月額

(平成28年4月1日現在)

区 分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,328 円	362,977 円	392,160 円	414,180 円
	高校卒	220,442 円	313,115 円	356,857 円	368,701 円
警察職	大学卒	291,991 円	386,060 円	390,865 円	415,867 円
	高校卒	258,869 円	351,718 円	387,517 円	403,759 円
小・中学校教育職	大学卒	312,498 円	395,376 円	414,614 円	424,055 円
	短大卒	283,192 円	381,946 円	405,669 円	417,108 円
高等学校教育職	大学卒	307,875 円	402,777 円	423,424 円	435,312 円
技能労務職	高校卒	— 円	302,633 円	351,952 円	368,073 円

(平成29年4月1日現在)

区 分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,267 円	361,993 円	390,465 円	417,226 円
	高校卒	221,244 円	310,471 円	356,626 円	374,219 円
警察職	大学卒	290,591 円	393,648 円	402,811 円	405,114 円
	高校卒	260,890 円	351,639 円	385,407 円	400,567 円
小・中学校教育職	大学卒	313,567 円	395,633 円	415,096 円	424,101 円
	短大卒	— 円	379,704 円	407,528 円	416,202 円
高等学校教育職	大学卒	309,304 円	403,455 円	424,979 円	432,896 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	338,350 円	369,238 円

※1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

※2 「—」の欄は、該当者3人未満もしくは該当する職員がない区分です。

(6) 手当の種類とその内容(主なもの)

(平成28年4月1日現在)

毎月決まって支給	扶養手当	配偶者 その他	13,000円 各 6,500円
	住居手当	借家 月額10,000円以上の家賃を支払っている職員に対し、 家賃額に応じ最高	27,000円まで
	通勤手当	電車・バス等利用者(定期券の場合は通用期間ごとに支給) 負担している運賃額に応じ1か月当たり最高 自動車等利用者 使用距離に応じ最高	55,000円まで 44,100円まで

勤務実績に応じて支給	時間外勤務手当	区 分	支給総額	職員1人当たり平均支給年額	
		平成28年度	4,693,982 千円	157,627 円	
		平成27年度	4,467,354 千円	150,017 円	
	特殊勤務手当	区 分		全 職 種	
		職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		65.3 %	
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)		86,065 円			
手当の種類(手当数)		43			
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当・犯罪捜査手当・教育業務連絡指導手当・夜間特殊業務手当・交通捜査手当			
	支給件数の多い手当	教員特殊業務手当・教育業務連絡指導手当・犯罪捜査手当・交通捜査手当・警ら手当			

※ 特殊勤務手当は著しく危険、不快又は不健康な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事したときに支給する手当です。

期末・勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225 月分 (0.65)	0.80 月分 (0.375)
	12月期	1.375 月分 (0.80)	0.90 月分 (0.425)
	計	2.60 月分 (1.45)	1.70 月分 (0.80)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有

※1 期末・勤勉手当は民間企業のボーナスに当たる手当です。

※2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

その他	寒冷地手当	支給地域に限り、世帯の状況に応じ最高 月額17,800円(11月から3月まで支給)
-----	-------	--

退職手当	支給率	自己都合	定年・勸奨	
	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	
	最高限度	49.590 月分	49.590 月分	
	加算措置	定年前早期退職の場合は 1年につき2%加算(20%限度)		
	平成28年度退職者1人当たり平均支給額	自己都合	定 年	勸 奨
	一般職員	2,136 千円	22,226 千円	22,279 千円
	警察官	3,801 千円	21,938 千円	22,947 千円
	教育公務員	4,914 千円	23,311 千円	22,412 千円

(7) 一般行政職の級別の構成比

(各年度4月1日現在)

区分		10級	9級	8級	7級	6級
代表的な職名		部長 局長	部長 局長	副部長 部参事	部参事 課長	課長 課長補佐
平成28年度	職員数	1人	31人	32人	269人	1,294人
	構成比	0.0%	0.5%	0.5%	4.4%	21.2%
平成29年度	職員数	1人	23人	46人	257人	1,346人
	構成比	0.0%	0.4%	0.8%	4.4%	22.9%

区分		5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名		課長補佐	課長補佐 係長・主任	主任	主事 技師	主事 技師	
平成28年度	職員数	336人	2,002人	807人	571人	757人	6,100人
	構成比	5.5%	32.8%	13.3%	9.4%	12.4%	100.0%
平成29年度	職員数	280人	1,975人	758人	536人	649人	5,871人
	構成比	4.8%	33.6%	12.9%	9.1%	11.1%	100.0%

※ 本表の職員数は、総務省の地方公務員給与実態調査の14表に該当する職員の数です。(再任用職員及び技能労務職給料表適用者を除く。)

(8) 主な特別職の報酬等の状況

(各年度4月1日現在)

区分		知事	副知事	議長	副議長	議員
給料・報酬 月額	H28	1,246,000円	975,000円	965,000円	844,000円	774,000円
	H29	1,256,000円	983,000円	973,000円	851,000円	780,000円
期末手当 支給割合	H28	6月期 1.50月分		12月期 1.75月分		計 3.25月分
	H29	6月期 1.55月分		12月期 1.70月分		計 3.25月分

※ 特別職の給料・報酬月額は、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会の答申を受けて条例で定められています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

全職員について、労働基準法の限度内である1日7時間45分、1週間38時間45分となっています。

1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	条例・規則の状況		勤務時間の運用状況
		開始時刻	終了時刻※	休憩時間※
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00 ～ 13:00

※ 県立学校の教育職員(昼間に授業を行う学校(課程))

勤務時間:8:30～17:00、休憩時間:12:45～13:30

※ 県立学校の教育職員(夜間に授業を行う学校(課程))

勤務時間:13:15～21:45、休憩時間:16:45～17:30

(2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、一の年ごとに20日付与され(途中採用者を除く。)、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

総付与日数 a	総取得日数 b	全対象職員数 c	平均取得日数 b/c	消化率 b/a
668,113日	208,849日	18,843人	11日	31.3%

(※市町村立学校教職員を除く。)

(3) 特別休暇等の導入状況

種類 (休暇等の名称)	区分	有給/無給	付与日数	備考
公民権の行使	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
証人等としての出頭	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
骨髄等ドナー休暇	特別休暇	有給	必要と認められる期間	
結婚休暇	特別休暇	有給	8日(分割する場合は6日)	
産前産後休暇	特別休暇	有給	産前6週間(2週間延長可、多胎妊娠14週間)、産後8週間	
育児休暇	特別休暇	有給	1日2回、合計90分	
妊産婦の健康診断	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
妊婦の通勤緩和	特別休暇	有給	1日1時間	
妻の出産	特別休暇	有給	3日以内	
男性職員の育児参加	特別休暇	有給	5日以内	
家族看護休暇	特別休暇	有給	7日以内	
忌引休暇	特別休暇	有給	1日～10日	
父母、配偶者又は子の法要等	特別休暇	有給	慣習上最小限度必要と認められる期間(1日)	
夏季休暇	特別休暇	有給	5日以内	
災害による現住居の滅失等	特別休暇	有給	1週間を超えない範囲内	
災害又は交通機関の事故等による出勤困難	特別休暇	有給	必要と認められる期間	

種類 (休暇等の名称)	区分	有給/無給	付与日数	備考
所轄庁の事務又は事業の停止	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
生理休暇	特別休暇	有給	1回について2日以内	
妊婦の妊娠障害	特別休暇	有給	必要と認められる期間 (14日以内)	
リフレッシュ休暇	特別休暇	有給	3日以内(勤続期間20年及び30年の翌年度)	
ボランティア休暇	特別休暇	有給	5日以内	
短期介護休暇	特別休暇	有給	5日以内	
公務疾病休暇	病気休暇	有給	2年の範囲内 (県警は必要と認められる期間)	
結核性疾病休暇	病気休暇	有給	1年の範囲内	
私傷病休暇	病気休暇	有給	6月の範囲内	
療後休暇	病気休暇	有給	1月の範囲内で、1日について4時間以内	
分割面接授業参加	職専免	有給	42日の範囲内	
措置要求・不服申立て	職専免	有給	必要と認める時間	
公務災害補償に関する審査請求	職専免	有給	必要と認める時間	
妊婦の休息又は補食	職専免	有給	必要と認める時間	
勤務庁舎内等における献血	職専免	有給	必要と認める時間	
本部長が実施する昇任試験	職専免	有給	必要と認める時間	警察本部のみ
介護休暇		無給	6月の範囲内	
介護時間		無給	3年の範囲内で、1日について2時間以内	
研修計画	職専免	有給	必要と認められる時間	
厚生計画参加	職専免	有給	必要と認められる時間	
兼職	職専免	有給	必要と認められる時間	
適法な交渉	職専免	有給	交渉・予備交渉(協議)に必要な時間	警察本部制度なし
組合休暇		無給	30日以内	警察本部制度なし

※特別休暇、職専免・・・いずれも勤務時間中に給与の支給を受けながら勤務しないことが認められる制度で、事由により特別休暇と職務専念義務免除の2つに分けられている。

(4) 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	取得者 数合計	介護休暇承認期間別内訳					
		1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
男性	6	0	1	1	2	0	2
女性	27	4	5	0	3	1	14
合計	33	4	6	1	5	1	16

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況

① 育児休業

(単位：人)

	取得者 数合計	育児休業承認期間別内訳					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月 以下	1年6月 超 2年以下	2年超 2年6月 以下	2年6月 超
男性	22	16	6	0	0	0	0
女性	531	12	122	136	115	53	93
合計	553	28	128	136	115	53	93

※ 平成28年度に新たに育児休業を取得した職員

② 部分休業

(単位：人)

	取得者 数合計	部分休業承認期間別内訳					
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超
男性	5	5	0	0	0	0	0
女性	135	71	17	1	21	17	8
合計	140	76	17	1	21	17	8

※ 平成28年度に新たに部分休業を取得した職員

(2) 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うために3年（大学等課程の履修の場合は原則2年）を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

平成28年度に新たに休業を取得した職員：なし

(3) 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学、専修学校等で修学するために2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について休業することを可能とする制度です。

平成28年度に新たに休業を取得した職員：なし

(4) 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業は、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

(単位：人)

	取得者 数合計	配偶者同行休業承認期間別内訳		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
男 性	1	0	1	0
女 性	2	1	1	0
合 計	3	1	2	0

※ 平成28年度に新たに配偶者同行休業を取得した職員

(5) 大学院修学休業の取得状況

大学院修学休業は、一種免許状又は特別免許状を有する公立学校の教員が、国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得するために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

平成28年度に新たに休業を取得した職員：なし

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、法律又は条例に定められた事由に該当した場合に、職員の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、地方公務員法第28条に規定されています。

分限処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

① 分限処分者数

(単位：人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	337	0	337
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	337	0	337

地方公務員法第28条第4頁より失職した者	0
地方公務員法第28条第4頁に基づく条例より失職しなかった者	0

② 休職状態にある者の数

(単位：人)

処分事由	新規・更新処分	左記以外	合計
心身の故障の場合	185	8	193
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0
条例で定める事由の場合	0	0	0
合計	185	8	193

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことをいい、地方公務員法第29条に規定されています。

懲戒処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

① 懲戒処分者数

(単位：人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
法令に違反した場合	6	3	5	10	24	22
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	1	0	1	10
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2	4	3	1	10	41
合計	8	7	9	11	35	73

※訓戒・・・懲戒処分にはあらず、法的効果をなんらもたらすものではないが、職員の職務上の義務違反等に対し、その責任を確認し、将来を戒める行為をいう。訓戒には、文書訓戒と口頭訓戒がある。

② 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
給与・任用に関する不正						
諸給与の不正領得	0	0	0	0	0	0
受験採用の際の虚偽行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
一般職務違反等関係						
守秘義務違反	0	0	0	0	0	0
政治的行為違反	0	0	0	0	0	0
違法な職員組合活動	0	0	0	0	0	0
争議行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
営利企業等従事制限違反	0	0	0	0	0	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0	0	0	0	0	0
公職選挙法違反	0	0	0	0	0	0
休暇の不正利用・虚偽申請	0	0	0	0	0	0
職場内秩序ひん乱	0	0	0	0	0	0
セクシュアル・ハラスメント	0	2	1	0	3	0
教職員による児童生徒に対する非違行為	0	0	1	1	2	9
通常業務処理不適正	0	1	0	0	1	15
公金官物処理不適正	0	0	1	1	2	8
その他	0	0	0	0	0	9
小計	0	3	3	2	8	41
公務外非行関係						
傷害・暴行の刑法違反	0	0	0	0	0	1
金銭・異性関係等の非行	6	2	0	0	8	3
その他	0	1	0	0	1	2
小計	6	3	0	0	9	6
収賄等関係						
収賄	0	0	0	0	0	0
横領	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反						
職務遂行中	0	0	0	0	0	3
職務行為中以外	2	1	5	9	17	18
小計	2	1	5	9	17	21
うち飲酒運転	2	1	0	0	3	2
本人の行為(上記合計)	8	7	8	11	34	68
監督責任	0	0	1	0	1	5
合 計	8	7	9	11	35	73

(3) 職員の刑事処分の状況

◎ 刑事事件処分者数

(単位：人)

事件の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	合計
収賄による場合	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合					
職務遂行中	0	0	2	0	2
職務遂行中以外	0	0	26	0	26
小計	0	0	28	0	28
その他	0	0	4	0	4
合 計	0	0	32	0	32

7 職員のサービスの状況

◎ サービス規律遵守のための取組の状況

取 組	具体的内容	職員への周知方法	備 考
綱紀保持・サービス規律の確保	「職員の綱紀の保持及びサービス規律の確保」に関する通知	文書回覧	年2回実施 (警察本部を除く。)
	「職員の綱紀の保持及びサービス規律の確保のための指針」の作成	文書回覧	年2回実施 (警察本部を除く。)
	参議院議員通常選挙における職員のサービス規律の確保等に関する通達を发出	文書回覧	(警察本部を除く。)
	県知事選挙における職員のサービス規律の確保等に関する通達を发出	文書回覧	(警察本部を除く。)
規律の保持及び各種事故防止	通知により、規律の保持及び各種事故防止の徹底を指示	幹部による指示及び文書回覧	(警察本部のみ。)
監察の実施	警察業務の能率的運営と規律の保持を目的とし、業務・サービス全般について監察を実施	—	(警察本部のみ。)

8 職員の退職管理の状況

(1) 再就職に係る規制

平成29年4月1日施行の改正地方公務員法において、再就職規制に関する規定が新たに定められました。県では、改正地方公務員法に定めるもののほか、「職員の退職管理に関する条例」や「新潟県職員の再就職の取扱いに関する要綱」により、職員の退職管理の適正化を図っています。主な内容は以下のとおりです。

① 再就職者による働きかけの禁止

退職後に再就職した再就職者に対し、再就職先に関する契約・処分等に関して、退職後2年間、現役職員に対する働きかけを禁止

② 再就職の自粛等

ア 退職後2年間、民間企業（出資法人除く）の役員就任を自粛（全職員）

イ 退職後2年間、民間企業（出資法人除く）への再就職を自粛（課長級以上の職員。ただし、事前に承認を受けた場合を除く。）

ウ 電力会社への再就職を自粛（原子力安全行政所管部署の管理職経験のある職員）

③ 再就職情報の届出等

ア 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、退職後に再就職した場合、退職後2年間、退職時の任命権者に対し、再就職情報を届出

イ 退職後に再就職を予定している職員は、在職中に誓約書を提出

④ 働きかけ規制違反の監視

ア 現役職員が再就職者から働きかけを受けた場合、人事委員会に届け出ることを義務付け

イ 任命権者は、働きかけ規制違反の疑いを把握した場合、違反行為について調査を実施し、調査結果について人事委員会に報告

⑤ 再就職状況の公表

再就職の透明性確保のため、退職者の再就職状況を公表

※ ②、③イ、⑤については、教職員及び警察本部の職員を除く。

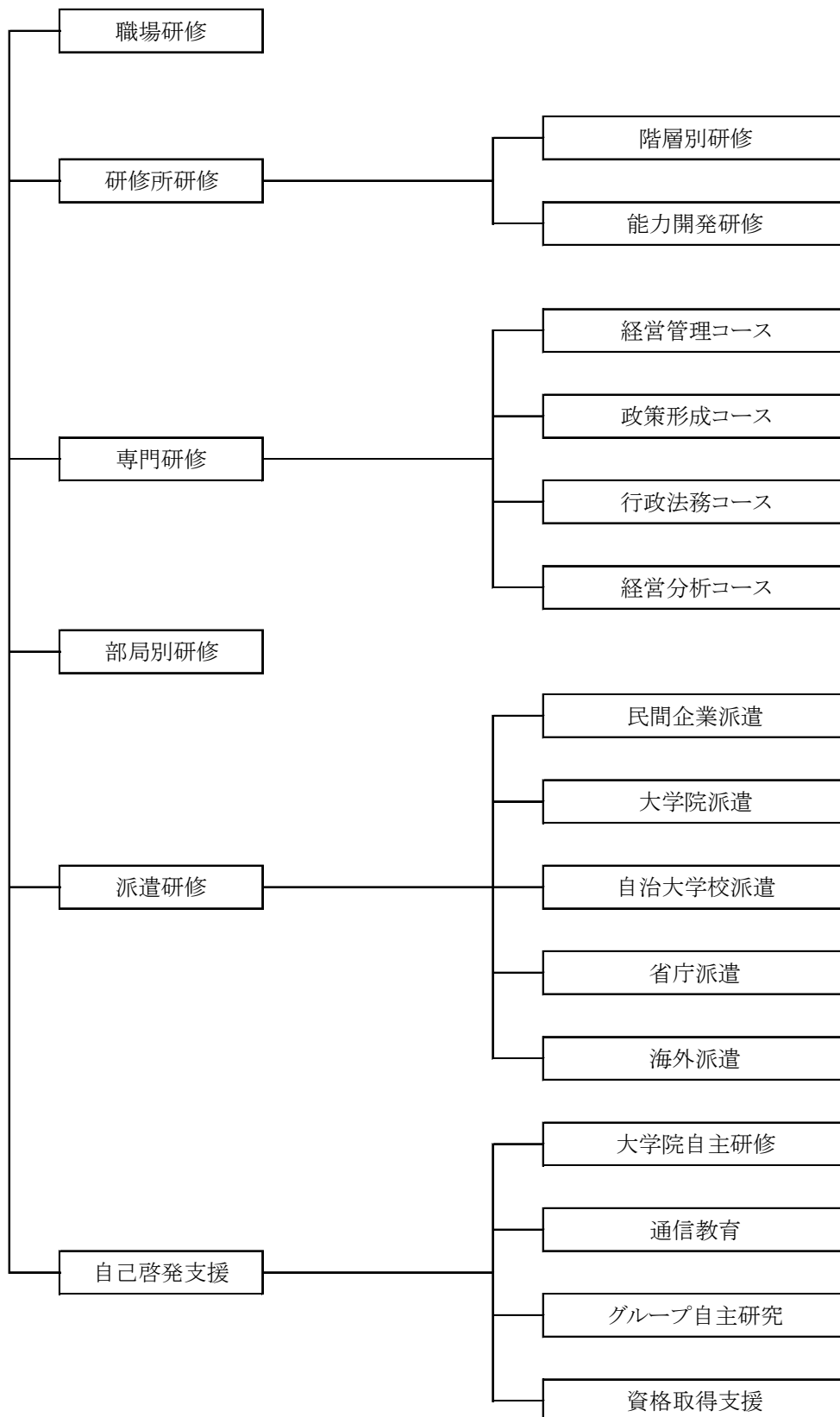
(2) 再就職者の状況

平成28年度末退職者の再就職状況（H29.4.1現在）は以下のとおりです。

区分	事務	専門	用員	教育職員	警察官	合 計
県以外の団体等への再就職者数	19	97	1	9	10	136
県出資法人	5	8	0	0	0	13
公益団体等	13	75	1	9	5	103
民間企業等	1	14	0	0	5	20
県への任用	31	36	19	131	63	280
再任用職員	23	32	13	131	34	233
再雇用嘱託員	8	4	6	0	29	47
合 計	50	133	20	140	73	416

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の体系（知事部局）



※ このほか、各任命権者においてそれぞれの専門業務に関連する研修を個別に実施しています。

(2) 研修の種類と受講者の状況（主なもの）

① 知事部局（議会事務局及び行政委員会事務局を含む。）

研修名	研修の内容	受講者数
係長研修 【階層別研修】	年間を通じて、目標管理と連動したマネジメント・サイクルの確立を支援する。	141人
ロジカルシンキング 【能力開発研修】	論理的思考の体系を理解し、客観性・妥当性があり、他者が納得できる考えをまとめ上げるスキルを身につける。	68人
経営分析コース 【専門研修】	財務諸表の分析手法等を習得し、経済活動を経営的な視点から理解・判断できる能力の向上を図る。	12人
民間企業派遣研修 【派遣研修】	県内外の民間企業における実務経験を通じて、行政課題に対応するための高度な知識・ノウハウを習得する。	8人

② 病院局

研修名	研修の内容	受講者数
看護スキル研修Ⅱ部	中堅職員として必要な知識、技術、姿勢を養い、職場等における役割を自覚するとともに、創造性の向上、視野の拡大を図る。	107人
認定看護師養成研修	日本看護協会看護研修センターや日本看護協会が認定した認定看護師教育機関の認定看護師教育課程（糖尿病看護、救急看護、重症集中ケア、皮膚・排泄ケア、感染管理等）を受講し、認定看護師の資格認定を受ける。	7人
職種別職員研修	病院職員として必要な知識、姿勢等を学ぶとともに、他職種の職員が意見交換し交流することで、医療の質の向上を図る。	27人

③ 企業局

研修名	研修の内容	受講者数
基礎技術派遣研修	電気・工業用水道等に関する専門知識を高めるため、講習会・セミナー等に職員を派遣した。	79人
その他派遣研修	企業経営等に関する専門知識を高めるため、講習会・セミナー等に職員を派遣した。	8人

④ 教育委員会

研修名	研修の内容	受講者数
初任者研修	本県における学校教育の現状や課題について理解を深めるとともに、教員として実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見の習得を図る。	307人
教職12年経験者研修	校内において中堅教員としての役割を果たすため、本県の教育課題の理解と学校運営に参画する資質能力及び教科指導における授業力の向上を図る。	267人
小・中・高・特別支援学校新任校長、幼稚園新任園長研修	校長としての職務、組織マネジメントの考え方や危機管理の在り方について総合的に理解を深め、校（園）長としての資質能力の向上を図る。	96人
活力ある学校の実現を目指すマネジメント講座	活力ある学校の実現を目指し、それぞれの校務分掌の立場からミドルリーダーとして、学校運営に寄与するための資質能力の向上を図る。	49人

⑤ 警察本部

研修名	研修の内容	受講者数
初任(補修)科	職務遂行に必要な基礎知識及び技能を修得する。	311人
部門別任用科	特定の部門で必要な専門的知識及び技術を修得する。	118人
専科	職務執行に必要な専門知識及び技能を修得する。	665人
警部任用科	職務執行に必要な知識及び技能を修得する。	30人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生計画の状況

地方公務員法において、「職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされているほか「職員又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が実施されなければならない」とされていることから、これらに基づき共済組合及び互助会と連携しながら事業を実施しています。

(知事部局)

区分	事業名	事業概要
厚生制度	定期健康診断	定期健康診断及び事後指導等
	がん検診	婦人検診、大腸がん、前立腺がん、肺がん
	人間ドック	指定年齢人間ドック、希望制人間ドック等
	特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査、特定保健指導
	健康増進講座	健康講座、メンタルヘルス対策等
	元気回復事業	地区スポーツ大会、地区文化教養行事等
	ライフプラン推進事業	ライフプランセミナー、職員相談室の運営等
	福利厚生施設	県庁医務室、職員住宅、職員会館等
共済制度	短期給付	保健給付(医療保険)、休業給付等
	長期給付	老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等
	福祉事業	貸付事業、保健事業等

(2) 公務災害等の状況

(単位：件)

区分	27年度末 未認定件数	28年度中 申請件数	28年度中認定状況				28年度末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	30	313	314	5	2	321	22
通勤災害	4	17	16	1	0	17	4
合計	34	330	330	6	2	338	26

II 人事委員会の業務の状況

1 競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験（競争試験）の実施状況（平成28年度）（単位：人）

試験区分	職 種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
大学卒業 程度	一般行政 A・B	502	360	41	33
	警察行政	51	40	7	7
	福祉行政	74	59	11	9
	総合土木	61	45	22	16
	林業	21	16	5	4
	農業	40	30	5	5
	水産	4	3	1	1
	建築	15	6	2	2
	機械	8	5	2	1
	環境	36	26	4	4
	電気	26	16	3	2
	保健師	12	11	5	5
	薬剤師（行政）	5	5	2	1
	科学捜査（科学）	25	20	2	2
	総合土木（追加募集）	20	14	6	6
小 計	900	656	118	98	
大学卒業 程度：U ・Iター ン型民間 企業等職 務経験者	一般行政	109	91	2	1
	福祉行政	4	3	1	1
	総合土木	5	5	1	1
	林業	3	3	2	2
	農業	9	7	3	3
	水産	5	5	1	1
	機械	2	2	1	1
	環境	8	8	2	2
	電気	5	5	1	1

	小 計	150	129	14	13
短大卒業 程度	司書	6	6	1	1
	小 計	6	6	1	1
高校卒業 程度	一般事務	43	32	4	4
	警察事務	32	28	5	4
	総合土木	12	11	6	4
	小 計	87	71	15	12
警察官 A	男性警察官	564	455	94	65
	男性警察官 (武道)	4	4	3	3
	女性警察官	160	115	24	15
	女性警察官 (武道)	0	—	—	—
	小 計	728	574	121	83
警察官 B	男性警察官	488	422	70	64
	女性警察官	109	98	12	10
	小 計	597	520	82	74
市町村立 小中特別 支援学校 事務職員	学校事務職員 A	196	181	36	21
	学校事務職員 B	104	68	1	1
	小 計	300	249	37	22
合 計		2,768	2,205	388	303

(2) 職員採用試験(選考考査)の実施状況(平成28年度)

(単位:人)

試験区分	職 種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
大学卒業 程度相当	職業訓練指導員(機械系)	7	6	2	2
	薬剤師(病院)	15	14	7	7
	管理栄養士(病院)	99	83	3	3
	福祉行政(身体障害者)	3	2	1	1
	林業(身体障害者)	0	—	—	—
	農業(身体障害者)	0	—	—	—
	小 計	124	105	13	13
短大卒業 程度相当	看護師	128	120	65	57
	診療放射線技師	14	14	1	1
	臨床検査技師	56	50	3	3
	作業療法士(身体障害領域)	8	7	1	1
	言語聴覚士	12	11	2	1
	司書(身体障害者)	1	1	0	—
	小 計	219	203	72	63
高校卒業 程度相当	一般事務(身体障害者)	32	26	4	4
	警察事務(身体障害者)	4	3	1	1
	総合土木(身体障害者)	0	—	—	—
	学校事務(身体障害者)	1	1	0	—
	警察官(航空操縦士)	10	7	1	1
	航空整備士	0	—	—	—
	船舶乗組員(機関士)	2	2	1	1
	船舶乗組員(航海士)	2	2	1	1
	小 計	51	41	8	8
その他	警察官(再採用)	4	4	1	1
	小 計	4	4	1	1
合 計		398	353	94	85

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与等に関する報告

本県職員の給与の実態、給与を決定する諸事情について調査研究を行い、平成28年10月13日に県議会及び知事に対してその結果を報告し、併せて給与の改定について勧告を行った。

① 職員の給与

平成28年4月1日現在で実施した「平成28年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

ア 職員構成

職員数は、一般職員6,361人、警察官4,054人、県立学校職員4,709人、市町村立学校職員13,015人、計28,139人となっている。また、その平均年齢は43.7歳、平均経験年数は21.4年、男女別構成は男61.1%、女38.9%、学歴別構成は大学卒80.4%、短大卒7.6%、高校卒12.0%、中学卒0.0%となっている。

イ 平均給与月額

職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職、福祉職及び学校栄養職の7種13給料表の適用を受けているが、これら職員全員の本年4月における平均給与月額は、給料365,690円、扶養手当8,817円、地域手当3,992円、その他の手当17,159円、計395,658円となっており、昨年と比べ0.2%の上昇を示している。

このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（平均年齢43.4歳、平均経験年数21.5年）の平均給与月額は、給料339,297円、扶養手当9,835円、地域手当3,989円、その他の手当18,898円、計372,019円となっており、昨年と比べ0.6%の上昇を示している。

② 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、本年も、人事院及び新潟市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,108事業所のうちから、259事業所を層化無作為抽出法によって抽出の上、「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる76種類の職務に従事する者8,014人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

その主な調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 初任給の状況

別表第1に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で26.1%（昨年23.3%）、高校卒で15.7%（同11.5%）となっているが、そのうち大学卒で63.7%（同75.1%）、高校卒で57.3%（同67.3%）の事業所で初任給は据置きとなっている。また、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で36.3%（同23.2%）、高校卒で42.7%（同32.7%）と昨年に比べて増加している。一方、初任給を減額した事業所の割合は、大学卒で0.0%（同1.7%）、高校卒で0.0%（同0.0%）となっている。

イ 給与改定の状況

別表第2に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は33.5%（昨年34.0%）と昨年とほぼ同様となっており、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.0%）と昨年と同様となっている。

また、別表第3に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.5%（昨年86.0%）と昨年に比べて増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割

合が19.0%（同27.2%）と昨年に比べて減少しており、減額となっている事業所の割合は4.3%（同2.2%）と昨年と比べてやや増加している。

③ 本県職員と民間従業員との給与比較

ア 公民給与の較差

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用職員、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、相互の給与を比較したところ、別表第4に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を524円（0.14%）下回っている。

なお、職員と民間の比較に当たって使用した給与種目は別表第5のとおりである。

イ 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給を調査した結果は、別表第6に示すとおりであって、平均給与月額との4.30月分に相当しており、職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間の平均支給月数(4.20月)が民間事業所の特別給を0.10月分下回っている。

④ 物価及び生計費

総務省統計局の本年4月における消費者物価指数は、昨年4月に比べ、新潟市では0.7%の下降、全国では0.3%の下降となっている。

また、本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎として算定した2人世帯、3人世帯及び4人世帯の新潟市における標準生計費は、本年4月においてそれぞれ171,320円、198,420円及び225,550円となっている。

⑤ むすび

本県職員の給与及び民間給与の実態とそれぞれの比較、物価及び生計費の状況は、以上述べたとおりである。

これらを総合的に勘案し、本委員会は、職員の給与の改定等について次のとおり判断した。

ア 職員の給与の改定

(ア) 給料表

民間給与と比較を行っている行政職給料表については、公民較差の状況等を踏まえ、引上げ改定を行うこととする。

改定内容は、初任給を含む若年層に重点を置いた引上げを行った人事院勧告を踏まえ、民間との間に相当の差が生じている初任給を1,500円引き上げることとし、若年層についても同程度の改定を行う。

その他については、それぞれ400円引き上げを基本とする。再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行うこととする。

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の人材確保や処遇改善を図るため、人事院勧告に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することとする。

(ウ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.30月分とする。支給月数の引上げ分は、国の取扱いや民間の特別給の支給状況等を参考に、本年度については、12月期の勤勉手当に配

分し、平成29年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

イ 給与制度の改正

(ア) 給与制度の総合的見直し

平成26年8月、人事院は、国家公務員給与における諸課題に対応するため、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告した。

本委員会は、平成26年10月の勧告時において、国の給与制度との均衡、本県の実情及び民間給与との均衡といった観点から、本県職員の平成27年度以降の給与制度の在り方については、国の給与制度の総合的見直しの内容に準じて実施することが適当と判断し、昨年4月から本格的に実施している。この給与制度の総合的見直しは、給料表の引下げに伴う経過措置等を講じつつ、段階的に実施し、平成30年4月1日に完成させることとしている。

平成29年度においては、職員の在職状況等を踏まえ、地域手当の支給割合を改定することとし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の県内の地域に在勤する職員に支給する地域手当の支給割合については1.1%とする。

なお、同期間における東京都の特別区、大阪市等県外の地域に在勤する職員及び医療職給料表(一)適用職員等に支給する地域手当の支給割合については、県内の地域に在勤する職員に支給する地域手当の支給割合に準じて、段階的に引き上げることとする。

(イ) 昇給制度の見直し

昇給制度については、人事院が50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑えるため、55歳を超える職員については、標準の勤務成績では昇給を停止するよう勧告を行い、平成26年1月1日から実施されている。

本委員会としては、基本的に給与制度は国に準拠することが適当との考えの下、これまで50歳台後半層の公民の給与差の状況等を見極めながら、見直しについて検討を継続してきたところであるが、50歳台後半層の給与が民間を上回る状況が続いていること及び他の都道府県において4分の3以上が既に改正していること等から、当該職員の給与水準の上昇を抑制するため、国に準じて昇給制度を改正することとする。ただし、給与制度の総合的見直しにおける給料表の引下げによる影響を考慮し、経過措置として、平成30年3月31日までの間における昇給は、なお従前の例によることとする。

(ウ) 扶養手当の見直し

人事院は本年、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえて、扶養手当のうち、配偶者に係る手当額については、他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額することとし、子に係る手当額については、我が国全体として少子化対策が推進されていること等に配慮して、引上げを行うよう勧告したところである。

本委員会としては、人事院勧告を踏まえ、今後、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、扶養手当のあり方について検討していくこととする。

(エ) 通勤手当

勤務地を異にする異動等に伴い通勤に新幹線鉄道等を利用することが必要となった職員等に対する通勤手当については、職員の通勤実態や他の都道府県の状況等を考慮し、改定する必要がある。

ウ 職員の勤務環境等

(ア) 職員の勤務時間等

職員の時間外勤務については、平成25年度以降は、ほぼ横ばいの状況であったが、平成27年度は減少し、東日本大震災前の水準に戻った。

任命権者においては、これまでも事前命令の徹底、勤務実績の把握、時間外勤務をしない職員が退庁しやすい雰囲気づくり、適正な時間外勤務命令など様々な縮減対策に取り組んでいるところであるが、長時間の時間外勤務は、職員の健康保持はもとより、ワーク・ライフ・バランス、有為な人材の確保等に影響を及ぼすことから、今後も取組を継続・展開することにより、引き続き時間外勤務の縮減に一層努めていく必要がある。

また、近年、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の多忙化解消が課題となっている。本県では、これまでも任命権者において、多忙化解消に向けた取組を実施しているところであり、引き続き取組を進めていく必要がある。

(イ) 仕事と家庭の両立支援

人事院は、本年8月、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われていることを踏まえ、公務においても、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めるため、必要な法律の改正を行うよう意見の申出及び勧告を行った。

本県においても、国及び他の都道府県の動向に留意しながら、育児や介護に配慮した勤務条件について検討し、整備を進めていく必要がある。

(ウ) 職員の健康管理等

依然として多くの職員が精神疾患による長期の休暇の取得又は休職をしていることから、職員の心の健康づくりは引き続き重要な課題となっている。任命権者においては、従来から、精神科医師によるメンタルヘルス相談、心の健康問題による長期療養者の職場復帰支援実施要綱の制定など様々な措置を実施しているところであるが、状況の改善に向け、今後も一層の取組に努めていく必要がある。

さらに、平成26年の労働安全衛生法改正により、事業者に実施が義務付けられたストレスチェック制度については、心の不調者の発生防止に資する新たな制度であり、任命権者において、制度の趣旨に即しこれを着実に実施する必要がある。

また、セクシュアル・ハラスメントやいわゆるパワー・ハラスメント等のハラスメントの防止については、これまでも任命権者において指針や要綱を定め、職員の意識啓発、相談窓口の設置、研修の実施等様々な対策に取り組んでいるところであるが、今後とも引き続き、ハラスメントの発生防止に向けて、これらの対策を継続的に実施していく必要がある。

なお、平成29年1月からは、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由として、上司・同僚等による不適切な言動等の就業環境を害する行為を防止するために必要な措置を講ずることが事業主に義務付けられることとなっており、本県においても、適切に対応していく必要がある。

エ 公務運営の改善

(ア) 能力・実績に基づく人事管理

平成28年4月1日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が施行され、能力及び実績に基づく人事管理を徹底する観点から、人事評価を任用、給与、分限その他人事管理の基礎として活用することとされたところである。

本県においても、改正法を踏まえて、任命権者において人事評価を実施しているところであるが、引き続き改正法の趣旨に則った活用がなされる

よう取り組む必要がある。

(イ) 有為な人材の確保・育成

行政課題に迅速かつ的確に対応し、より質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材の確保や育成が重要である。

職員採用をめぐる環境は、景気動向を反映した民間企業等の雇用情勢をはじめ、少子化に伴う受験年齢人口の減少などの影響により厳しさを増していることから、引き続き、人材確保の方策や採用制度について研究・検討を行う必要がある。

また、職員が能力を十分に発揮し、組織全体の力を高めていくことが重要であることから、今後も人材育成及び能力開発のための取組を積極的に進めていく必要がある。

さらに、本県においては、採用者に占める女性の割合は増加傾向にあるとともに、女性職員の登用が積極的に進められてきたところであるが、男女共同参画の推進の観点や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、引き続き、女性職員の育成や登用を進めていく必要がある。

(ウ) 公務員倫理の確保

公務員には厳正な服務規律の確保と高い公務員倫理の保持が求められているが、依然として、一部の職員が飲酒運転その他の公務員としての倫理観を問われるような不祥事を発生させ、県民の信頼を損なう事態も生じている。

これまでも任命権者において一定の対策がとられているところであるが、今後とも引き続き、再発防止策の実施や職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について一層の徹底を図ることが求められる。

職員においても、一人ひとりが高い倫理観と、全体の奉仕者であることの自覚を持ち、県民の期待と信頼に応えられるよう行動する必要がある。

オ 高齢期における職員の雇用問題

年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、本県においては、平成26年度から、職域の拡大や短時間勤務の運用等、再任用制度の活用の拡大等の措置がなされたところである。

本年4月から年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、定年退職から年金支給開始まで最長2年間となったことにより、再任用希望者の増加が見込まれることから、再任用職員の能力及び経験を活用できる職務及び配置について、引き続き検討していく必要がある。

なお、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、定年の段階的な引上げも含め、雇用と年金の接続の在り方について改めて検討するとされていることから、本県においても、引き続き、国における制度改正等の検討の動向を注視していく必要がある。

再任用職員の給与水準については、人事院は、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き給与の在り方について必要な検討を行っていくこととしており、本県においても、人事院における検討状況や他の都道府県の動向、本県の再任用の運用状況及び民間給与の実態等を踏まえ、検討を進めていくこととする。

カ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考

慮して決定する方式として、長年の経緯を経て定着してきた。

本年の勧告は、公民給与の較差を解消するための給料表の引上げと期末手当・勤勉手当の引上げ等に加えて、給与制度の総合的見直しに伴う地域手当の改定、昇給制度の改正及び勤務地を異にする異動等に伴い通勤に新幹線鉄道等を利用することが必要となった職員等に対する通勤手当の改定を行う内容となった。

民間準拠を基本とした給与決定の仕組みは、職員に対し適正な給与水準を保障し、公務に必要な人材の確保や円滑な行政運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1

民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒	規模計		26.1 (23.3)	36.3 (23.2)	63.7 (75.1)	0.0 (1.7)	73.9 (76.7)
	500人以上		50.9	27.5	72.5	0.0	49.1
	100人以上 500人未満		21.2	48.3	51.7	0.0	78.8
	50人以上 100人未満		9.9	33.0	67.0	0.0	90.1
高校卒	規模計		15.7 (11.5)	42.7 (32.7)	57.3 (67.3)	0.0 (0.0)	84.3 (88.5)
	500人以上		22.2	44.5	55.5	0.0	77.8
	100人以上 500人未満		15.4	44.3	55.7	0.0	84.6
	50人以上 100人未満		9.8	33.3	66.7	0.0	90.2

- (注) 1 「初任給の改定状況」は、採用がある事業所を100とした割合である。
 2 () は去年の数値である。

別表第2

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	33.5 (34.0)	15.3 (21.1)	0.0 (0.0)	51.2 (44.4)
課長級	30.6 (29.8)	13.2 (19.7)	0.0 (0.4)	56.2 (50.1)

- (注) 1 ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 () は去年の数値である。

別表第3

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期 昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	93.7 (90.3)	91.5 (86.0)	19.0 (27.2)	4.3 (2.2)	68.2 (56.7)	2.2 (3.5)	6.3 (9.7)
課長級	85.2 (85.5)	83.0 (80.7)	17.0 (23.4)	4.5 (2.2)	61.5 (55.0)	2.2 (4.1)	14.8 (14.5)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 () は去年の数値である。

別表第4

職員と民間従業員の給与較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
372,543 円	372,019 円	524 円 (0.14 %)

(注) 公民ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第5

公民比較における比較対象給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの	給料月額、給料の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等、寒冷地手当

別表第6

民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等従業員
	下半期 (A ₁)	上半期 (A ₂)	
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)		365,409 円
	上半期 (A ₂)		361,348 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)		785,365 円
	上半期 (B ₂)		776,080 円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B_1}{A_1}$)		2.15 月分
	上半期 ($\frac{B_2}{A_2}$)		2.15 月分
年 間 の 平 均			4.30 月分

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.20月である。

注 「平成28年職種別民間給与実態調査」の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

新潟県人事委員会、人事院及び新潟市人事委員会等

3 調査の範囲

調査対象事業所 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,108事業所

4 調査対象の抽出

標本事業所の抽出 上記3に記載した事業所を、組織、規模、産業により24層に層化し、これらの層から259事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

(2) 職員の給与等に関する勧告**① 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の改正****ア 給料表**

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。(別記第1省略)

イ 諸手当**(ア) 初任給調整手当**

a 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師等に対する支給月額を413,800円とすること。

b 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,600円とすること。

(イ) 勤勉手当**a 平成28年12月期の支給割合****(a) (b)以外の職員**

勤勉手当の支給割合を0.9月分(再任用職員にあつては、0.425月分)とすること。

(b) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分(再任用職員にあつては、0.525月分)とすること。

b 平成29年6月期以降の支給割合**(a) (b)以外の職員**

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.4月分)とすること。

(b) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.5月分)とすること。

ウ 昇給制度

55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給について、一般職の職員の給与に関する条例第12条第1項前段又は市町村立学校職員の給与に関する条例第11条第1項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、一般職の職員の給与に関する条例第12条第1項後段又は市町村立学校職員の給与に関する条例第11条第1項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

エ 通勤手当

新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が40,000円を超えるときは、支給単位期間につき、40,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額)とすること。なお、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

② 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正**ア 給料表**

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。(別記第2省略)

イ 期末手当 (ア) 平成28年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.675月分とすること。 (イ) 平成29年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。 ③ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正 ア 給料表 現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。(別記第3省略) イ 特定任期付職員の期末手当 (ア) 平成28年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.675月分とすること。 (イ) 平成29年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。 ④ 改定の実施時期 ア 改定の実施時期 この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、①のイの(イ)のa、②のイの(ア)及び③のイの(ア)については平成28年12月1日から、①のウ及びエについては平成29年1月1日から、①のイの(イ)のb、②のイの(イ)及び③のイの(イ)については平成29年4月1日から実施すること。 イ 経過措置 55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員の平成29年1月1日から平成30年3月31日までの間における昇給は、①のウの改正にかかわらず、なお従前の例によること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

◎ 受理件数、判定件数等

H28年度 受理件数	前年度からの 繰越件数	判定件数	取下げ、打切 り件数	H29年度 繰越件数
0	0	0	0	0

◎ 主な受理案件の概要

--

4 不利益処分に関する審査請求の状況

◎ 受理件数、判定件数等

H28年度 受理件数	前年度からの 繰越件数	判定件数	取下げ、打切 り件数	H29年度 繰越件数
1	2	0	0	3

◎ 主な受理案件の概要

懲戒免職処分に関する審査請求

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ベイシアスーパーセンター小千谷店

所在地 小千谷市大字三仏生字上林3489-2番 外

設置者 株式会社ベイシア

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成29年4月28日

3 意見の概要

(1) 小千谷市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成29年9月8日から平成29年10月8日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 リオン・ドール加茂店

所在地 加茂市大郷町2丁目346

設置者 株式会社リオン・ドールビズ

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成29年4月28日

3 意見の概要

(1) 加茂市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成29年9月8日から平成29年10月8日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 リオン・ドール燕北店

所在地 燕市大字杣木字館ノ越524外

設置者 株式会社リオン・ドールビズ

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成29年4月28日

3 意見の概要

(1) 燕市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成29年9月8日から平成29年10月8日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 リオン・ドール十日町店

所在地 十日町市寅甲字谷内162-1

設置者 株式会社リオン・ドールビズ

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成29年4月28日

3 意見の概要

(1) 十日町市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成29年9月8日から平成29年10月8日まで

特定施設の届出に対する知事の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の意見を次のとおり公表する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名称 ベイシア豊栄店

所在地 新潟市北区かぶとやま二丁目1番62外170筆

設置者 ・株式会社ベイシア

・ほか5者

2 意見の概要

県の意見を有しない。

3 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部商業振興課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村観光商工課及び田上町産業振興課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

平成29年9月8日から平成29年10月8日まで

砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成29年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

1 試験の日時及び場所

平成29年11月10日（金曜日） 午前10時から正午まで

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部大会議室

2 受験手続

(1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

(2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

(3) 受験願書受付期間

平成29年9月22日午前8時30分から平成29年10月20日午後5時15分まで

（郵送の場合は平成29年10月20日付け消印のあるものを有効とする。）

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ガスクロマトグラフ質量分析装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成29年9月8日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年1月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県工業技術総合研究所 下越技術支援センター3355室

新潟県新潟市中央区鏡西1-11-1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成29年10月20日(金) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成29年10月23日(月) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加

資格審査申請書を平成29年9月26日(火)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成29年10月10日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Gas chromatograph-mass spectrometer [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. October 10, 2017

(3) Date of bid opening:

1 : 30P.M. October 23, 2017

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp